

通告に従い一般質問を行います。今期定例会は、中里市長にとっては任期中最後の定例会となり、議会における論戦も区切りとなると思います。これまでの行ってきた行政運営を基にお答えいただきたいと思います。

## 指定管理者制度の運用について

最初に、指定管理者制度の運用についてお伺いいたします。指定管理者制度は各位ご案内のように平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方公共団体が設置する公の施設の管理方法として定められたものです。

本市においても、平成 18 年 1 月 1 日から施行された「陸前高田市雪沢地域文化伝承会館条例」よって第 1 号の指定管理者制度を導入し、その後、陸前高田市交流促進センター、玉山休養施設、観光交流センター、黒崎温泉保養センターへこの制度を順次導入してきました。今期定例会にも、先の定例会で条例制定を行い、来年度から導入を予定している 3 施設のうち、2 施設について指定管理者を定めようとする条例案 2 件の提出があり、設置予定の予算等特別委員会において審議される予定となっております。

指定管理者制度については、基本事項を定める条例の審査、これまでの施設ごとの条例改正において幾度となく議論されてきましたが、基本的な項目についてももう一度確認を行い、その制度の運用にあたって十二分に趣旨を反映していただきたいと考えております。

制度の目的は、一般的に「指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的」としています。本市のホームページにも同様に、「指定管理者制度を導入する目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」を目的としており、また、行政改革の手段としてのみでなく、地域の振興や活性化、NPOや地域との協働を推進する方法として、積極的な導入を推進するよう創設された制度です。」と記され、一般的な目的より更に踏み込んだ記載がなされております。当局がこの制度に大きな期待を表しているものと感じております。

対象となる管理運営施設の見直しに当たっては、「利用者の視点に立ったサービス内容の見直しなどにより、施設の効用を最大限に発揮すること。」、「民間ノウハウの活用により、管理費などの算定方法の見直しを行いより効率的な管理運営を実現すること。」、「市との役割分担の明確化などにより、現在の管理受託団体の自立化を促進すること。」などがポイントとされています。

更に、平成17年3月に総務事務次官から出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」では、現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表することを求めており、公の施設の管理に対して指定管理者制度を適用するかどうかは、その施設の目的を効果的に達成するために必要か、また住民サービスの向上に資するかどうかはまず検討されなければならないとされています。本市においては、新地方行政指針で求めている管理のあり方についての検証結果の公表がなされていないように感じておりますが、私の勉強不足でしょうか。これまでは、観光交流センターいわゆるキャピタルホテルや黒崎温泉保養センターへの適用があり、民間ノウハウによる運営が様々なメリットを生み出すことが出来る施設への適用など、評価できるものもありました。今後も様々な公の施設について指定管理者制度の導入が検討されることと推測いたします。そこで、指定管理者制度の運用について3点お伺いいたします。

最初に、先の定例会で条例制定され、来年度から制度導入予定施設の指定管理者選定状況についてお伺いいたします。質問通告の時期と当局の議案提出時期にタイムラグ

があることから、一部施設について今期定例会に指定管理者の選定が議題となっておりますことご容赦願います。指定管理者として複数の方々に相談、打診されておりますが、現時点で指定先の見通しがたっていない施設もあるやにお伺いしておりますがいかがでしょうか。

次に、指定管理者制度の趣旨は、「公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、住民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的とする。」とされておりますが、本市が指定管理者制度に求めているものは何かお伺いします。現在までの指定状況や、その後の運営に当たっては、住民サービスの向上という本来第一義の趣旨より、経費の削減が主眼に置かれているものもあるように感じますが、当局が指定管理者制度に求めているものは何か答弁願います。

今期定例会に陸前高田市地域資源活用総合交流促進施設条例、通称「川の駅」の設置条例が提出されており、この施設を含めると本市の重要な公の施設は37施設となるわけですが、これらの施設をはじめ、今後指定管理者制度の導入が計画及び予測される施設はどの程度となるかご答弁願います。

## 市税の課税について

次に、市税の課税について伺います。本市の市税収入は税財源に乏しく、一般会計の歳入比率を見ますと、14%前後で推移しています。これと言った産業や企業も少ないのが原因です。このことが、本市の財政の硬直化にもつながっていることはご承知のことと思います。この少ない市税収入の中でも安定して収入が見込めるものとして固定資産税があります。固定資産税は市町村固有の税源として永年その役割を果たしてきました。バブル期の土地高騰期を除けば安定した収入源として貴重なものであり、ここ5年間の本市の市税収入に対する割合も平成13年度には固定資産税額8億8609万5千円、52.55パーセント、平成17年度の8億9255万8千円、55.26パーセントと金額は8億9千万円前

後で安定し、不況等の影響から他の税収が伸び悩んでおり、市税収に対する割合は若干づつ上がってきているものの安定した財源であります。固定資産税にかかる税率は標準税率が1.4パーセントととされており、制限税率撤廃後は1.7パーセントを越える課税を行う場合は議会の議決が必要となっております。本市の適用税率は1.5パーセントで標準税率を超えた適用を行っており、県内各市の課税状況を見ますと高い税率の適用となっております。内陸部の各市は標準税率の適用、沿岸部の市は本市と同様の課税率となっておりますが、本市では都市計画税の課税地域もあり、その合計課税率は1.6パーセントとなり盛岡市と並び県内都市の最高となっております。景気が良くなったと実感できない本市では、中心商店街を中心にシャッターを下ろして営業を廃止した商店が多く見受けられます。それぞれシャッター通りと表現されるような状態です。営業を廃止し収入がなくても課税されるのが固定資産税です。活用の方法を模索してもなかなか見出せないのが現状です。そんな中、本市において県内最高の率で課税している固定資産税ですが、税率適用の根拠はどこにあるのかとの疑問に突き当たります。固定資産税は先にも申し上げましたとおり、市町村固有のそして安定した貴重な収入源であります。確実に課税できるもの、安定して計算に組み込めるものであることは行政を司る側としては貴重なものであると思います。かつて、勉強会に参加した際に県職員から、市町村固有の税源である固定資産税をもう少し制限税率に近いとこまで引き上げ、安定した収入の確保も可能ではとの意見も出されたことがあります。税率が高いから風呂敷に包んでどこか他へ持っていくとすることが出来ないものへの課税です。課税しやすいところへ課税しようという考え方につながっていける税目です。財政難の折、貴重な税源であることはわかりますが、この辺で検討してみる時期ではないかと考えます。

お伺いします。本市の固定資産税の税率が、標準税率を超えた適用を行っており、県内他市と比べると高い税率の適用となっております。標準税率を超えた税率をとる考え方の趣旨はどこにあるのか。また、今後見直しを検討することはないかお伺いいたします。

都市計画税についても合わせてお伺いいたします。現在、県内各市を見ますと都市計画

税を課税しているところは、本市と盛岡市だけであります。盛岡市は、市街地再開発や盛南地域の開発など目的税としての都市計画税の適用も肯けるところですが、花巻市、北上市、奥州市、一関市など本市より都市整備を積極的に推進しているところでも都市計画税の課税はありません。かつては、区画整理などの事業認定要件に必要であったともお聞きしているわけですが、下水道の整備など都市部だけに限ったインフラの整備をしているわけではない現状からみますと見直しの時期に来ているのではないかと感じています。

目的税として定義されている都市計画税であります。県内の都市を見渡してみると課税を行っているのは、盛岡市と本市だけとなりました。本市が今もって都市計画税を課税している趣旨はどこにあるのか。また、この税の適用について今後検討する予定はないかお伺いいたします。

次に、国保税額算定における固定資産税割についてお尋ねします。確か、11月1日付けの岩手日報だったと思いますが、盛岡市の国保税課税について記事が掲載されていました。東北の県庁所在地のうち、国保税額の算定に固定資産税割を適用しているのは盛岡市だけであり、国保税の算定から固定資産税割の課税を見直すべきではとの内容でありました。県内では、隣接する一関市では国保税額への固定資産税割の組み入れを行っておりません。固定資産税は、居住用財産にも課税されており、所得を得るための手段だけではありません。国保加入者の中には、アパートや市営住宅の入居者など固定資産税割が課税されていない方々もあります。中里市長は、昨年3月定例会で私の一般質問に対して、低所得者への軽減適用のために応能、応益の割合の均衡を図らなければならないとご答弁されました。資産税割は応能部分に該当するわけですが、この不況下に活用したくてもできない資産を持つ市民がいることもご認識いただきたいと思います。

そこでお伺いいたしますが、国保税額算定における、固定資産税割の考え方についてはどのように考えていらっしゃるのか。所得を得るための手段として用いてはならない居住用財産にまで国保税の算定基礎とすることは妥当と考えているか。また、国保税の課税体系につい

で検討する予定はないか伺いいたします。

## 第一次産業の振興について

第一次産業の振興、特に農業の振興策について伺います。本市ではこれまで一次産業を基幹産業として基盤整備事業をはじめとして、その振興に努めてきました。中里市長もまた、一次産業の振興を掲げ様々な振興策を打ち出してこられました。成果はいかがだったでしょう。農業を取り巻く国の政策は、猫の目行政と言われるようコロコロと変化をします。その変化についていくことすら難しいのが農業の振興ではないでしょうか。私は議員になってから、幾度となく農業の振興について質問をしてきました。同僚議員からも一般質問の項目に毎回のよう取り上げられております。昨今の市の施策でも、中玉とまとの栽培に力を入れ、苗代の助成や、集落水田農業ビジョンの推進のため、市農協と共同して農業振興対策室を立ち上げるなどしてきました。このことから、農業の振興は本市にとって大きな命題と言える政策課題であると考えます。私は、国の政策に追随するだけでなく、産業として成り立つ農業の振興を図るべきと予てから主張し、当局の考えを質してきました。中玉トマトの産地化の推進や、それと時期を呼応するかのように立ち上げた農業振興対策室、非常に期待したわけですが、これまでの活動を見ますと集落水田農業ビジョンの作成に主眼を置いている、言い換えますと転作政策を生産者団体へ移行する作業を主に行っており、本市の農業を産業として振興するためのプロジェクトとはかけ離れているように感じております。

私は、常々農業も市場原理で動いているわけですから、市場の動向に影響されることが大きな産業であると思っており、市場の動向、つまり川下から得る情報が大きなウェイトを占めると考えておりました。川下の情報をいち早く的確に最むことと、新たな市場ニーズを作っていくことが収益性を高めることになるのではないかと考えています。

10月30日、31日と会派の研修会を開催し、農業の振興についてをテーマとして福島県において視察研修を行ってまいりました。トマトを中心とした野菜栽培で成功している生産

者団体に伺い様々なお話を聞き、実際に農地も見学させていただくことが出来ました。福島県白河市に隣接する矢吹町で農業生産団体を形成している中畑有機農産というグループです。農家50軒で構成し、トマトのハウス栽培を中心に、レタス部会、ネギ部会、ホーレン草部会、ミニトマト部会、トマト部会からなり運営されておりました。流通の中心に参加者が出資して立ち上げた有限会社中畑有機農産を置き、栽培責任者を明記し、各農家のほ場ごとに土地の成分分析を定期的に行うなど、有機栽培はもとより、安心安全な生産物を市場にダイレクトに届けるといったことをされており、高い収益を確保されておりました。昭和61年にはじまったこの組織ですが、現在に至るまでには様々な紆余曲折があったとの話も伺うことが出来、有意義な視察となりました。栽培方法もユニークで、農業を生業としている議員も「目から鱗が落ちた」とかたっていたほどでした。本市でも普通に見かけるビニールハウス1棟から年間100万円の出荷があり、1軒の出荷額が1000万円から2000万円であるとのこと、生産コストを抑えること、反収を増やすことにより、所得の向上につながっていること、きちんとした土壌管理、栽培管理により市場の信頼を高めていることなど、普段考えればみんなが実践していることを確実に実施することで、市場へ商品の差別化を図ることにより販路の確保がされていることなど、まさに川上から川下までの生産から流通、消費までを見据えた農業を行っていることを見て、一戸あたりの耕地面積が少ない本市の農家でも、産業として成り立つ農業のあり方を見たように感じているところです。

そこで伺います。本市の農業は農家経営規模が小さいなど、大規模な農業経営にはむかず、農業経営が厳しい状況にあると推測されます。本来であれば、中畑有機農産のように農家自らが立ち上げることが大切であり、軌道に乗りやすいとは感じますが、総合農指導センターの機能強化や陸前高田地域振興株式会社を巻き込むなど、生産から販売、流通までを検討し、本市の農家規模でも産業として成り立つことが出来る体制を早期に構築する必要があると思うがいかがでしょうか、当局の考えを伺います。

最後に、資源循環サイクルとして全国各地で始まっている菜の花プロジェクトについて伺

います。本市でも障害者授産施設である青松館が生産を始めたバイオディーゼル燃料を公用車に使用する取り組みが始まったと新聞報道されました。環境にやさしい行政の推進として歓迎すべきことだと感じています。菜の花プロジェクトは琵琶湖の水質汚染からその端を發した環境プロジェクトとして始まり全国に広まっているもので、近隣では一関市の大東町地区、気仙沼市の大島でその取り組みが始まっています。転作田や、遊休農地、耕作放棄地などに菜の花を植え、菜種を収穫し、搾油し菜種油に。その菜種油は料理や学校給食に使い、搾油時に生じた油かすは肥料や飼料として使う。廃食油は回収し軽油代替燃料、BDF にリサイクルする。そして大氣中に放出された CO2 は菜の花を栽培することで吸収されると言う、資源やエネルギーが地域の中で循環するという仕組みです。地域循環サイクルの確立と言うだけでなく、菜の花畑は観光に、菜の花栽培にかかわることで農業に環境に関心を持たせることができるなど多方面にわたり期待が持てるプロジェクトです。幸い本市には、搾油を行っている農家さん、BDF を作っている施設などがあり施設整備に経費をかけなくてもこのプロジェクトを推進する要素がそろっています。同僚議員からも遊休の農地の利用について幾度となく取り上げられてきましたが、転作面積の拡大などにより、遊休農地が更に拡大している現状を少しでも改善する対策としても期待でき、環境に配慮した資源の地域循環型利用として全国で進められている菜の花プロジェクトを本市でも推進する考えはないかお伺いをし、私の一般質問を終わります。